

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第14号

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（平成22年度の交付金の額の特例）</u></p> <p><u>2 平成22年度の対象事業に対して交付する本交付金に係る第3条第1項第2号の額は、同号に定めるところにより算定した額に、次に掲げる額を合算した額を加えた額とする。</u></p> <p><u>（1） 当該市町村における増加団員数（平成22年1月2日から平成23年1月1日までの間に増加した消防団員の数をいう。以下同じ。）をすべての市町村における増加団員数の合計数で除して得た割合を500万円に乗じて得た額</u></p> <p><u>（2） 当該市町村における増加組織数（平成22年1月2日から平成23年1月1日までの間に増加した自主防災組織の数をいう。以下同じ。）をすべての市町村における増加組織数の合計数で除して得た割合を300万円に乗じて得た額</u></p> <p><u>（3） 当該市町村の平成23年1月1日における避難支援体制確立者数（個人ごとに避難の支援に係る計画が策定されている災害時要援護者の数をいう。）に120円を乗じて得た額</u></p> <p>様式第1号（第4条関係）</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p>	<p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</u></p> <p>様式第1号（第4条関係）</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p>

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策  
交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 略
- 2 交付金算定基準

項 目		数 値
住民に貸与している衛星携帯電話数		
消防団員数	男性	
	女性	
自主防災組織	組織数	
	加入世帯数	
災害時要援護者	登録者数	
	支援プラン（個別計画）策定者数	

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策  
交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 略
- 2 交付金算定基準額

(単位：円)

項 目	数 値		単価	算定基準額 (数値×単価)
	男性	女性		
住民に貸与している衛星携帯電話				
消防団員				
自主防災組織に加入する世帯				
災害時要援護者				
計				

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。